

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月26日（平成29年（行情）諮問第264号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行情）答申第360号）

事件名：特定期間に係る特定会議の議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が別紙2の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年2月24日付け三労開第28-23号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

条件及び期間は異なるが、三重県側から提供を受けた文書と、三重労働局側からの文書を比較すると、労働局側は、ごく一部を除き誰が発言し、誰が回答したか等、議題・議論及び結論の記載は無い。厚生労働省間との情報交換の記載も少ない。これでは三重県側との情報量の差が大きく、情報を共有した会議、結果の議事録とは言い難い。まだ該当する文書は存在するものと思われる。

（2）意見書

今回は、諮問庁からの理由説明書〔平成29年（行情）諮問第264号・情個審第2182号〕、及び、三重県側の三組織から情報開示請求により提供を受けた文書〔健福第12-53号など多数〕と比較して、審査請求人の意見を述べさせていただきます。

まず、諮問庁から、理由説明書（下記第3。以下同じ。）の「3理由

（２）不開示情報該当性について」のイの途中より、「なお、審査請求人は、審査請求書において「一部を除き誰が発言し、誰が回答した等議題、議論及び結論の記載はない。」等と主張するが、会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配布し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていないことも、場合によっては想定し得る。本件対象文書に係る会議については、資料等の配布が行われているものの、議事概要等が作成されていないものもあるが、これらについては関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場ではないとのことであり、議事概要等を作成していないとしても、そのことが直ちに不自然・不合理とは言えないものとする。」

まず、行政文書「職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議の開催について（決裁等一式）」の件ですが、そもそも会議の目的は、まず、立場を超えた参加者・関係者などの情報共有が目的であり、そこから時間は限定されているが、会議の個性が出てくる一番重要な点で、疑問点・問題点などの提示及び解決などは、三重県側から出て来た文書に記載があります。従って、会議の場で、出来た内容であり、議論された内容であることは、まず間違いはありません。

ところが、三重労働局側から出て来た情報を比較し、調査すると、会議の場でしか得えられなかったと思われる情報は殆ど無く、配布を予定していたと思われる資料・文書が大半であります。この疑問点は、地元の行政評価事務所も指摘しており、全体として不自然かつ違和感があります。これでは、あたかも会議が開催されたと、文書上では記載があるが、実際は開催されず、又は出席者とされる参加者は実は、参加していなかったのでは、という穿った見方も出来ます。意図的に、解決が出来たかどうかはともかく、情報共有された・疑問点となった・問題点となった情報などは、「不開示」としているのではないかと、そう思えます。何度読んでも不思議な文書であります。これらを省いた形で、会議を開催して情報共有出来たと主張し、その後、後任の人物に情報・文書などを譲渡しているのは、関係者などに対し情報共有を図り、継続していることになるのか、甚だ疑問であります。

諮問庁は、情報共有を目的としたものは議事概要等に記録しない主張もしているが、情報化社会である今日、このような「習慣」とも取れる回答は、本当にこれで国民の人命や人生を遵守することが出来るのでしょうか。意思決定を行う場は、この会議ではないのか、それは何処にあるのか、情報開示出来るのかなど、諮問庁は理由説明書からは明示していない、これも困ったことでもあります。疑問を疑問とっていない・問題点を問題点とっていないのは、危険を危険と認知出来ない、状態な

のでしょうか、これは、一番危険な状態であります。これでは、情報量の差が大き過ぎます。会議に参加した組織毎に記録された内容が異なるのは、結果として諮問庁は関係者の何を情報共有が図られたと、思っているのでしょうか。関係者の情報共有を目的とする場と意思決定を行う場は、この会議ではないのでしょうか。この企画・会議の本来の目的は何なのか、今一度確認して頂きたいと存じます。

参加者及び参加組織の数から、会議の時間は平均どの程度係るのは、不明ですが、三重県側からの復命書の文書の量を見る限り、まだ何らかのメモなどに記載している可能性は高いのではないかと思います。メモ書きの記載から、参加者に配布された資料を保管し、これを情報公開に至ったと判断出来ます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月28日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年3月24日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに本件対象文書を特定し、原処分において不開示とした部分のうち3（3）に掲げる部分は新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び6号柱書きの規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書として特定した行政文書は、「職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議の開催について（決裁等一式）」ほか26件（別紙2）である。

そのうち、25件については、処分庁において開示決定したものであるが、本件審査請求を受けて、諮問庁において調査した結果、行政文書「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）」が、本件対象文書に該当することを確認したため、新たにこれを特定したものである。

なお、特定期間において、審査請求人が求める情報に係る会議が開催されたのは、上記で特定した26件であったことを確認している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 原処分で不開示部分とした部分のうち、氏名、印影等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、法

5条1号本文に該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが適当である。

イ 原処分で不開示にした情報のうち、国の行政機関又は独立行政法人の職員のメールアドレスについては、これを公にすると、いたずら、偽計等の目的で悪用されるおそれがあり、国又は独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に該当し、不開示とすることが適当である。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）。以下同じ。）において「一部を除き誰が発言し、誰が回答したか等議題、議論及び結論の記載はない。」等と主張するが、会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配付し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていないことも、場合によっては想定し得る。

本件対象文書に係る会議については、資料等の配布は行われているものの、議事概要等が作成されていないものもあるが、これらについては関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場ではないとのことであり、議事概要等を作成していないとしても、そのことが直ちに不自然・不合理とは言えないものとする。

なお、諮問庁においては、本件審査請求を受け、念のため当該会議後の対応状況を確認したところ、議事概要等の作成は行っておらず、行政文書として保有していないことを確認している。

（3）新たに開示する部分

原処分で不開示とした部分のうち、法5条1号及び6号柱書きに定める不開示情報に該当しない部分について、新たに開示することとする。また、諮問庁における調査の結果、新たに特定した行政文書「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）」について、上記（2）に該当する部分を除き、併せて新たに開示する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「三重県側との情報量の差が大きく情報を共有した会議、結果の議事録とは言い難い。まだ該当する文書は存在するものと思われる。」と主張しているが、審査請求人が主張する対象行政文書を保有していないことについては上記3（2）のとおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記3（3）で開示することとした部分については新たに開示

した上で、その余の部分については、法5条1号及び6号柱書の規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月6日 審議
- ④ 同月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は、本件請求文書（別紙1）の開示請求に対し、本件対象文書1（別紙2の1に掲げる25件の文書）を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「まだ該当する文書は存在するものと思われる」旨を述べ、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書2（別紙2の2に掲げる1件の文書）を新たに特定し、その一部を開示することとともに、原処分については、不開示部分の一部を新たに開示し、その余の不開示部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、「条件及び期間は異なるが、三重県側から提供を受けた文書と、三重労働局側からの文書を比較すると、労働局側は、ごく一部を除き誰が発言し、誰が回答したか等、議題・議論及び結論の記載は無い。厚生労働省間との情報交換の記載も少ない。これでは三重県側との情報量の差が大きく、情報を共有した会議、結果の議事録とは言い難い。まだ該当する文書は存在するものと思われる。」と述べており、会議の議事録の開示を求めているものと解される。

(2) これに対し、諮問庁は、理由説明書の3において、以下の旨を説明する。

ア 本件開示請求書に記載された特定期間において、審査請求人が求める情報に係る会議は、上記1で特定した26件（原処分25件及び諮問に当たり追加した1件）である。

イ 会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配付し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されてい

ないことも、場合によっては想定し得る。

本件対象文書に係る会議については、資料等の配布は行われているものの、議事概要等が作成されていないものもあるが、これらについては関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場ではないとのことであり、議事概要等を作成していないとしても、そのことが直ちに不自然・不合理とはいえないものとする。

ウ 諮問庁においては、本件審査請求を受け、念のため当該会議後の対応状況を確認したところ、議事概要等の作成は行っておらず、行政文書として保有していないことを確認している。

(3) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の全26件の会議の内訳は、「三重県地域訓練協議会」8件、「職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議」6件、「三重県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」（名称が「ワーキングチーム検討会議」となっている1件を含む。以下同じ。）11件及び「三重県地域訓練コンソーシアム」1件である。

このうち、議事録が添付されている会議は、「三重県地域訓練協議会」全8件のうちの5件、及び「三重県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」全11件のうちの1件である。それ以外の会議については議事録が添付されておらず、その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

ア 「三重県地域訓練協議会」の3件について

(ア) 別紙2の1の文書番号(17)(平成27年度第1回)及び文書番号(20)(平成27年度第2回)の2件について

三重労働局の担当者が、議事録の作成を失念していたことによる。また、事後的にも作成していない。

(イ) 別紙2の1の文書番号(25)(平成28年度第2回)について
本件開示請求後に議事録を作成したため、開示請求時点で行政文書として保有していない。(本件開示請求日は平成28年12月28日。当該会議開催日は平成29年2月17日。)

イ 「職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議」の6件及び「三重県地域訓練コンソーシアム」1件について

当該会議は、三重労働局主催ではなく、また、事務担当者の打合せの会であるため、三重労働局では作成していない。

なお、当該会議の主催者(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重職業訓練支援センター)から、議事録の提供は受けていない。また、当時の担当者及び同職業訓練支援センターにも、再度確認を行ったが、議事録の提供はされていないとのことであった。

ウ 「三重県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」10件について

三重県地域訓練協議会ワーキングチーム会議は、事務担当者の打合せ会であるため、通常、議事録は作成していない。なお、平成24年度の「三重県地域訓練協議会ワーキングチーム検討会議」では、当時の担当者が、たまたま作成したメモを、文書ファイルに編さんしていたものであるとのことである。

エ 上記アないしウの議事録の添付がない会議に関して、本件開示請求を受けて、三重労働局において担当者が文書の探索を行ったが、該当する議事録は発見されなかった。また、今回、当審査会事務局職員からの要請により、改めて、同労働局の担当者が文書の探索を行ったが、該当する議事録は発見されなかった。

- (4) 議事録の作成を失念していたことの適否はともかく、原処分で開示された議事録以外には、会議の議事録を作成、保有していないとする上記(3)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。
- (5) 以上のことから、処分庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、三重労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

本件請求文書

厚生労働省傘下の全国の労働局と、全国の都道府県の雇用組織及び実施校等が、協力し、参加して行う企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部を主とした組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的に議論され、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するものの、併せて、会議を設定し・招集等関連するもので、内容は下記のとおり。

記

1 期間

平成23年11月から、本日提出日に至るまで

2 対象資料

イ この企画「再就職のための職業訓練コース」に関して、定期的に議論される、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するもの又は、前記のものに付随する形で、会議を設定し・招集等関連するもの

ロ 上記の企画の情報・資料等に於いての決裁・決裁書及びこれに関連する資料・情報等

3 経緯

審査請求人は、平成28年特定月日夜電話にて、問合わせたところ、これらの議事録に関して、特定文書番号・記号の結果同様、特定職員は「作成していない」と回答した為。

別紙 2

1 本件対象文書 1

- (1) 職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議の開催
- (2) 平成 24 年度第 1 回三重県地域訓練協議会
- (3) 平成 24 年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議
- (4) 平成 24 年度地域訓練協議会ワーキングチーム第 1 回会議
- (5) 三重県地域訓練協議会ワーキングチーム検討会議
- (6) 平成 25 年職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議
- (7) 平成 25 年第 1 回三重県地域訓練協議会
- (8) 平成 25 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 1 回会議
- (9) 平成 25 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 2 回会議
- (10) 平成 26 年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議
- (11) 平成 26 年第 1 回三重県地域訓練協議会
- (12) 平成 26 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 1 回会議
- (13) 平成 26 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 2 回会議
- (14) 平成 26 年度第 2 回三重県地域訓練協議会
- (15) 平成 26 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 3 回会議
- (16) 平成 27 年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議
- (17) 平成 27 年度第 1 回三重県地域訓練協議会
- (18) 平成 27 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 1 回会議
- (19) 平成 27 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 2 回会議
- (20) 平成 27 年度第 2 回三重県地域訓練協議会
- (21) 平成 28 年度第 1 回三重県地域訓練コンソーシアム
- (22) 平成 28 年三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 1 回会議
- (23) 平成 28 年度第 1 回三重県地域訓練協議会
- (24) 平成 28 年度三重県地域訓練協議会ワーキングチーム第 2 回会議
- (25) 平成 28 年第 2 回三重県地域訓練協議会

2 本件対象文書 2

平成 28 年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）